ふじみ野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例新旧対照表

(報酬等)

第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号会計年度任用職員」という。)に対しては、報酬<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。 2~7(略)

8 期末手当<u>及び勤勉手当</u>は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあっては、期末手当及び勤勉手当は支給しない。

(給料等)

第5条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)に対しては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。

2 • 3 (略)

4 地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び <u>勤勉手当</u>は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6 月未満の者その他の者で規則に定めるものにあっては、期末手当<u>及び</u> 勤勉手当は支給しない。

(期末手当及び勤勉手当の支給の特例)

第6条 第2条第8項及び<u>前条第4項</u>の規定により支給する期末手当の額 は、給与条例第12条第1項に規定する基準日の属する年度の4月1日にお いて施行されている同条第2項に規定する方法により算出した額とす る。 (報酬等)

第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号会計年度任用職員」という。)に対しては、報酬及び期末手当を支給する。

2~7 (略)

8 期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が 6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあっては、期末手当は支 給しない。

(給料等)

第5条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)に対しては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当を支給する。

2 • 3 (略)

4 地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当<u>及び期末手当</u>は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則に定めるものにあっては、期末手当は支給しない。

(期末手当の支給の特例)

第6条 第2条第8項及び<u>第5条第4項</u>の規定により支給する期末手当の額 は、給与条例第12条第1項に規定する基準日の属する年度の4月1日にお いて施行されている同条第2項に規定する方法により算出した額とす る。 2 第2条第8項及び前条第4項の規定により支給する勤勉手当の額は、給 与条例第12条の4第1項に規定する基準日の属する年度の4月1日におい て施行されている同条第2項に規定する方法により算出した額とする。 改正案

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 (略)

2 給与条例第12条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業を している職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期 間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22 条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 (略)

2 給与条例第12条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に 規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の 期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手 当を支給する。

現行

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

ふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表 (附則第3項関係)

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| (会計年度任用職員についての適用除外等) | (会計年度任用職員についての適用除外等) |
| 第19条 第4条から第6条まで、第6条の3、第8条、第11条 <u>及び第12条</u> の規 定は、会計年度任用職員には適用しない。 | 第19条 第4条から第6条まで、第6条の3、第8条、第11条 <u>第12条及び第</u> 14条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。 |
| 2 (略) | 2 (略) |